

令和7年度「消費税等に関するアンケート調査」 参 考 資 料

調査項目1「マイナンバー制度を利用した給付付き税額控除への改組について」 の参考事項

- 全間連では、これまで、消費税の軽減税率制度は、①高額所得者ほど消費金額も高額であるため、軽減額も大きく、適正な所得再分配の施策として非効率であるのみならず、②制度を複雑化していること、③低所得者等に対し直接に便益を及ぼす給付付き税額控除制度の方が、少ない財源で効率的かつ効果的な施策となり、制度も簡素化すること、を訴えてきました。

マイナンバー制度については、社会保障制度、税制、災害対策などの必要な行政サービスの利用に用いられます。また、この制度により、所得把握の正確性が向上していけば、消費税の負担を軽減すべき低所得者や対象世帯をより迅速かつ厳密に捉えることができます。そのため、全間連では、消費税の逆進性対策として、軽減税率制度に代えて、マイナンバー制度を利用して、一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除」への改組を要望しています。

(参 考)

全間連「令和7年度税制及び執行に関する要望書(間接税関係)」

令和6年7月(抜粋)

2 消費税に関する事項

- (3) 消費税の逆進性対策について、軽減税率制度に代えて、デジタル化の進展を踏まえたマイナンバー制度を利用した新たな仕組みである「給付付き税額控除制度」への改組

〔要 旨〕

マイナンバーカードに対する政府の普及方針に鑑みれば、今後、消費税の引上げ議論を行う際には、相次いで発生するマイナンバーカードのトラブルの改善状況や普及状況等を踏まえながら、消費税の逆進性対策については、軽減税率制度の見直しではなくて、軽減税率に代えて、デジタル化の進展を踏まえた、マイナンバー制度を利用した新たな仕組みである一定の低所得者を対象とする「給付付き税額控除制度」へ改組し、真の低所得者対策になるよう検討すべきである。

なお、「給付付き税額控除制度」へ改組することにより、消費税の税率は単一税率が可能となる。その結果、インボイス制度も不要となり、又は維持されたとしても請求書等や帳簿への記載事項の大幅な簡素化(税率別の品目・金額の区分記載や税率・税額の記載の省略)等が可能となり、制度の簡素化にも資するものと考えられる。

調査項目2「インボイス制度における中小事業者等向けの特例措置のあり方について」の参考事項

○ 令和8年度中に期限の到来する特例措置の内容

① 2割特例（インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減措置）

免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、売上税額の2割に軽減する負担軽減措置を講ずる。

② 8割控除等の特例（免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の特例措置）

免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者（免税事業者等）からの課税仕入れにつき、

【令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間】

⇒仕入税額相当額の8割を、仕入税額控除できる。

【令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間】

⇒仕入税額相当額の5割を、仕入税額控除できる。

（参 考）

全間連「令和7年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」

令和6年7月（抜粋）

2 消費税に関する事項

（4） 仕入税額控除に関する中小事業者等への配慮措置のあり方

〔要 旨〕

令和5年度税制改正において、インボイス制度の円滑な実施を図る観点から講じられた中小事業者等の負担緩和措置等（略）については、その利用状況等を検証し、必要があると認められる場合には、恒久措置への移行も含めて、期限到来後のあり方について検討すべきである。さらに、インボイス制度導入後の実務の実態等を検証しながら、事務負担を緩和するための追加的な措置についても検討すべきである。

（理 由）

（略）

①、② 略

「平成28年消費税法改正法（所得税等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」）において免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の特例措置が講じられていることや、令和5年度税制改正においても、インボイス制度の円滑な実施を図るため、中小事業者等の負担緩和措置が講じられた（略）さらに、今後、インボイス制度導入後の実務の実態等が明らかになってくれば、様々な実務上の課題等が散見されてくると考えられるので、それらを検証しながら、事務負担を緩和するための追加的な制度上及び運用上の措置についても検討すべきである。

（以下略）